

鎌倉市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和7年(2025年)3月31日

鎌倉市監査委員	八木	隆太郎
同	大石	和久

令和6年度行政監査 監査結果報告書

基金の管理及び運用について

令和7年3月

鎌倉市監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	
2	監査の目的	
3	監査を実施した委員	
4	監査の実施期間	
第 2	監査の結果	1
第 3	監査委員の意見	2
1	基金全体を一元的に評価・管理できる仕組みづくりを	
2	基金残高の推移	
3	各基金の現状と課題	
第 4	監査の実施	5
1	監査の対象	
2	着眼点	
3	監査の根拠	
4	調査方法	
第 5	調査の結果	6
1	監査対象基金及び担当課等	
2	基金の概要	

資料 令和 6 年度行政監査【基金の管理及び運用について】 書面調査結果

第 1 監査の概要

1 監査の種類

行政監査（基金の管理及び運用について）

2 監査の目的

地方自治法第 241 条第 1 項では「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。」と定められている。

過去、平成 20 年度には「基金の管理について」、平成 24 年度には「基金の取扱いについて」をテーマに行政監査を実施したが、その後本市の基金残高は増加の一途をたどっている。

本市において令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在設置されている 18 の基金について、設置目的に沿って適切に管理されているか、効果的に使用されているか等について実態を調査することにより、今後の基金管理事務の改善に資することを目的とした。

3 監査を実施した委員

八木 隆太郎

大石 和久

4 監査の実施期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 28 日まで

第 2 監査の結果

条例に加えて独自の管理運営方針や積立て・取崩しの具体的計画等を定めている基金は少数であったものの、個々の基金は条例により定められた目的に沿って、おおむね適正に管理されていた。

一方で、市全体の財政運営の視点に立ち基金全体を一元的に評価・管理し、これを運営する責任体制が欠如しているところについては問題と考える。

これらを総括し、次のとおり意見を述べる。

第3 監査委員の意見

1 基金全体を一元的に評価・管理できる仕組みづくりを

特定の行政需要の高まりが背景となって新たな基金が設置されるが、その後行政需要に変化が生じた場合や、計画の委細が不明瞭な事業に対する基金については、統合や廃止も含めた在り方の検証を行わない限り、ある意味タコツボである各基金の総数は増加の一途をたどり、使途が限定され柔軟性を欠いた現預金が基金残高として貯まっていく一方になる。

国においては、首相の指示を受けて 152 基金、200 事業の管理体制や歳出状況について点検を実施した結果、15 事業を廃止しおよそ 5,400 億円を国庫に返納すること、基金に期限を設けること等を令和 6 年 4 月に決めた。

国の取組から市政に直ちに適用できることを学び実行することが肝要である。まず、各基金の管理及び運営をそれぞれの所管部局に一任するのではなく、市全体の財政運営の視点から基金全体を一元的に評価・管理できる仕組みを設け、各基金についての定量的な成果目標設定、運営実績の定期的な点検、管理及び運営実態の合理性についての検証などに取り組まれるよう提言する。

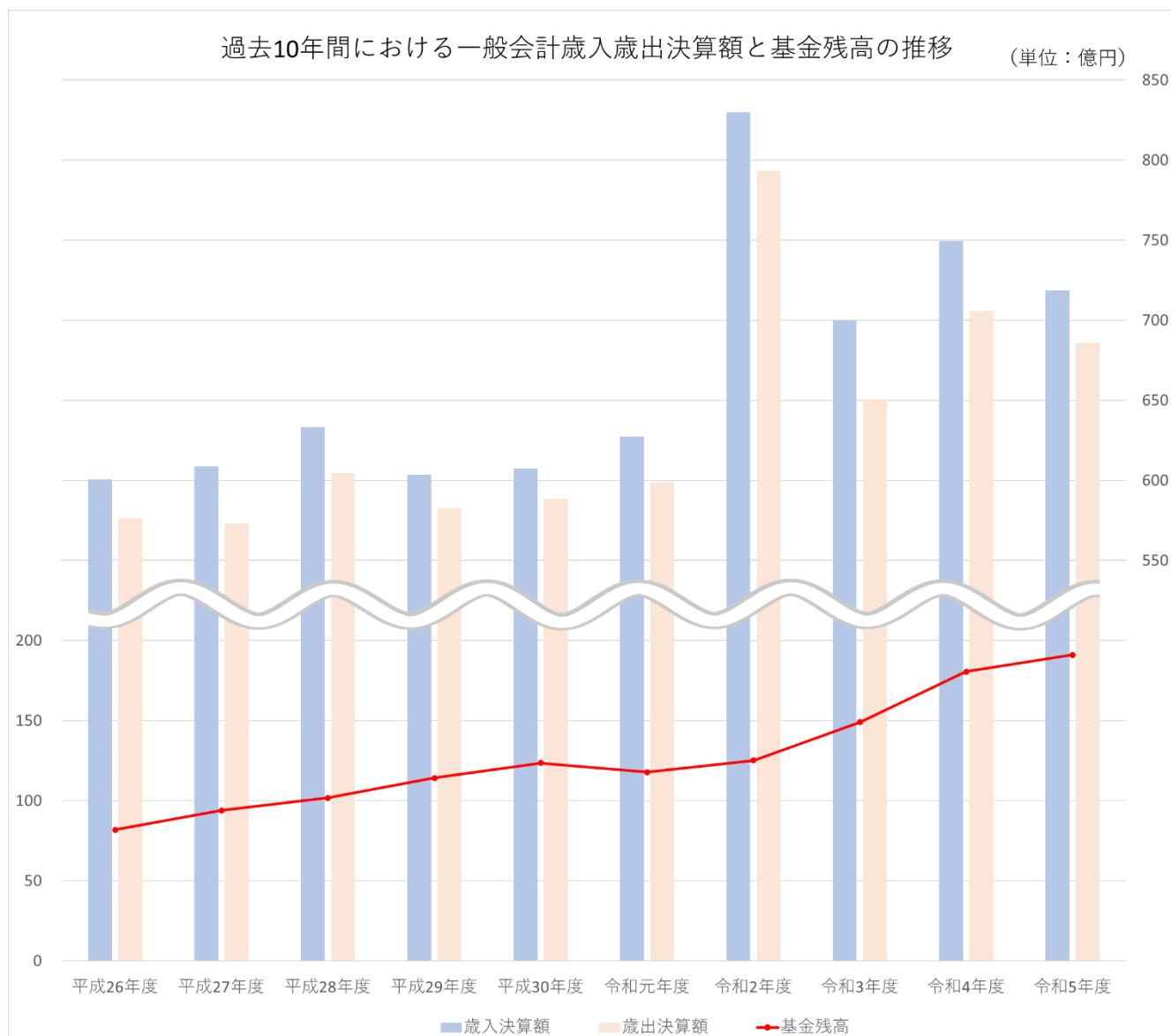
2 基金残高の推移

令和 5 年度末基金残高の総額は約 191 億円にのぼっており、平成 26 年度末と比べ約 109 億円の増額となっている。増加率でいうと、10 年間で一般会計歳入・歳出決算額はともに約 1.2 倍であるのに対し、基金残高は約 2.3 倍である（3 ページのグラフ参照）。

基金残高が増えるのは一般に良いことと捉えられがちである。しかしながら、決算上生じた剰余金の受け皿である財政調整基金の残高が増え続けるということは、歳入を市民へ適切に還元することなく貯めこんでいることと同義である。

また、ふるさと寄附金の使い道として特定の基金が指定されることにより一部の基金の残高が本市の計画とは無関係に増えている状況がある。一方、この制度により本来であれば自由に使える財源である市税収入の一部が他自治体へ流出し、これら両面の結果として本市の財政運営上の足かせが増えつつあるということを改めて認識すべきである。

なお、**下水道事業会計**で管理している現預金も年々増加しており、令和 6 年 12 月末の残高は約 20 億円となっている。この現預金には基金の呼称は使われないが、一般会計からの繰入れにより形成される点では基金と同質である。同事業会計の現預金の規模も市全体の財政運営の一環として適宜検証の必要があると考える。



3 各基金の現状と課題

今回監査の対象とした 18 の基金を設置目的や運営方法によって 4 つに分類し、それぞれ現状と課題を述べる。

(1) 特定の目的のために定額の資金を運用する基金

定額資金運用基金である**土地開発基金**が該当する。条例において基金の額は 1 億円としているが、土地の年間購入額は平成 24 年度以降最大で約 2,100 万円、近年では 500 万円に満たない年度もある。現在は狭あい道路拡幅整備事業用地の購入のみを対象としているが、他の用地の購入に充当することや、実態に合わせて基金の額の縮小も検討すべきであるとする。

(2) 主に事業の安定的な運営を図るための基金

財政調整基金、介護給付等準備基金、国民健康保険運営基金が該当する。一般会計又は特別会計からの積立て及び基金からの取崩しを行うことにより、各会計における年度間の財源調整を行っている。ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

(3) 主に施設整備等の資金の積立てを行うための基金

教育文化施設建設等基金、一般廃棄物処理施設建設基金、スポーツ施設建設基金、公共公益施設整備基金、本庁舎整備基金が該当し、一部の基金はふるさと寄附金による積立ての対象になっている。教育文化施設建設等基金については頻繁に取崩しが行われており、残高は年々減少傾向にあるが、その他の基金については一般会計からの積立て又はふるさと寄附金の積上げがなされるのみで、平成 24 年度から令和 5 年度までの間に取崩しが行われた実績はない。

特定の施設建設を目的とする基金の意義を市民に示すためにも、目標金額や執行の時期を定め、積立ては計画的に行われるべきである。

また、複数の基金を同一施設の建設費に充当できる場合は、充当額の配分などについて基金相互の調整が柔軟に行われるべきと考える。

(4) 主に特定事業の運営に充てるための基金

就学援助基金、こどもの夢応援基金、風致保存基金、緑地保全基金、図書館振興基金、景観重要建造物等保全基金、森林環境譲与税基金、市民活動推進基金、鎌倉スクールコラボファンド活用基金が該当する。森林環境譲与税基金以外はふるさと寄附金による積立ての対象であり、充当先の事業費の規模を上回る積立てが行われている基金も見受けられるが、就学援助基金及びこどもの夢応援基金においては、ふるさと寄附金を活用し援助金や祝金等を増額するという好事例も確認できた。

以上の現状と課題を踏まえ、余剰資金が基金に滞留する状況とならないよう、事業の見直しを柔軟に行うことも含め基金の有効活用策を検討するとともに、予算措置の段階から基金の積極的な活用を図ることに注力していただきたい。

第 4 監査の実施

1 監査の対象

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点で設置されている基金に係る事務

2 着眼点

- (1) 基金の目的は明瞭であり、管理及び運用に係る方針を定めているか
- (2) 積立て、取崩しは基金の設置目的に沿って適正に行われているか
- (3) 回転率の著しく低い基金はないか、またその理由は妥当か
- (4) ふるさと寄附金による積立金は有効に活用されているか

3 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 2 項及び鎌倉市監査基準に準拠した。

4 調査方法

- (1) 書面調査

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点で設置されている基金を所管する課等に
書面で調査を行った。

- (2) 監査委員による聴き取り調査

ア 調査日

令和 6 年（2024 年）10 月 31 日及び 11 月 13 日

イ 対象課

財政課、公的不動産活用課、教育総務課、みどり公園課、都市景観課、
スポーツ課、地域のつながり課

第 5 調査の結果

1 監査対象基金及び担当課等

基 金 名	目 的	基金担当課等
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る	総務部 公的不動産活用課
財政調整基金	本市の健全な財政運営を図る	総務部 財政課
就学援助基金	高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校への就学が経済的理由により困難な者に対する援助金の財源に充てる	教育文化財部 学務課
こどもの夢応援基金	遺児、ひとり親家庭の児童その他の支援が必要と認められる子育て家庭の児童の福祉の増進を図るための財源に充てる	こどもみらい部 こども家庭相談課
教育文化施設建設等基金	本市の教育文化施設の建設又は整備の財源に充てる	教育文化財部 教育総務課
公共公益施設整備基金	教育施設、社会福祉施設その他の公共公益施設の整備の充実を図る	総務部 公的不動産活用課
風致保存基金	本市内の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的とする保存事業の推進を図る	都市景観部 みどり公園課
緑地保全基金	本市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図る	都市景観部 みどり公園課
一般廃棄物処理施設建設基金	本市の一般廃棄物処理施設の建設の財源に充てる	環境部 環境政策課
介護給付等準備基金	鎌倉市介護保険事業における保険給付等の費用に不足が生じたときの財源に充てる	健康福祉部 介護保険課

国民健康保険運営基金	鎌倉市国民健康保険事業における保険料 収納金額の不足等財政状況の変動に備 え、安定した国民健康保険事業の運営を 図る	健康福祉部 保険年金課
スポーツ施設建設基金	本市のスポーツ施設の建設の財源に充て る	健康福祉部 スポーツ課
図書館振興基金	本市の郷土資料をはじめとする貴重な図 書館資料の収集、保存及び保管並びにそ れに要する図書館設備の充実その他の図 書館事業の振興を図るための財源に充て る	教育文化財部 中央図書館
景観重要建造物等 保全基金	景観重要建造物、景観重要建築物等その 他本市の都市景観の形成に重要な役割を 果たしていると認められる建造物を後世 に伝えることを目的とする保全事業の推 進を図る	都市景観部 都市景観課
本庁舎整備基金	鎌倉市役所本庁舎の整備に要する財源に 充てる	まちづくり計画部 市街地整備課
森林環境譲与税基金	森林環境譲与税を森林の整備及びその促 進に関する施策の財源に充てる	都市景観部 みどり公園課
市民活動推進基金	つながる鎌倉条例の規定に基づく市民活 動の推進に要する経費の財源に充てる	市民防災部 地域のつながり課
鎌倉スクールコラボ ファンド活用基金	鎌倉市立の小学校及び中学校が市民活動 団体、企業、大学等との連携により実現 する魅力ある教育活動に要する経費の財 源に充てる	教育文化財部 教育総務課

2 基金の概要

(1) 土地開発基金

鎌倉市土地開発基金条例において、その設置目的を「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため」としており、昭和 39 年度に設置されている。当該基金は、資金を積み立てるための基金とは異なり、定額の資金を運用するための基金であり、基金の額は1億円としている。

平成 24 年度以降の基金の運用状況は下表のとおりである。

(単位：円)

年度	区分	増加		減少		残高
24	不動産(土地)	14,493,816	(土地の購入)	5,771,327	(買替え)	14,493,816
	現金	5,771,327	(買替え)	14,493,816	(土地の購入)	85,524,257
		18,073	(受取利息)	19,415	(利息繰出)	
25	不動産(土地)	13,062,379	(土地の購入)	14,493,816	(買替え)	13,062,379
	現金	14,493,816	(買替え)	13,062,379	(土地の購入)	86,954,276
		16,655	(受取利息)	18,073	(利息繰出)	
26	不動産(土地)	15,343,548	(土地の購入)	13,062,379	(買替え)	15,343,548
	現金	13,062,379	(買替え)	15,343,548	(土地の購入)	84,672,537
		16,085	(受取利息)	16,655	(利息繰出)	
27	不動産(土地)	9,439,620	(土地の購入)	14,910,895	(買替え)	9,872,273
	現金	14,910,895	(買替え)	9,439,620	(土地の購入)	90,143,417
		15,690	(受取利息)	16,085	(利息繰出)	
28	不動産(土地)	13,563,072	(土地の購入)	9,872,273	(買替え)	13,563,072
	現金	9,872,273	(買替え)	13,563,072	(土地の購入)	86,437,897
		969	(受取利息)	15,690	(利息繰出)	
29	不動産(土地)	21,330,812	(土地の購入)	13,563,072	(買替え)	21,330,812
	現金	13,563,072	(買替え)	21,330,812	(土地の購入)	78,670,030
		842	(受取利息)	969	(利息繰出)	
30	不動産(土地)	11,940,538	(土地の購入)	21,330,812	(買替え)	11,940,538
	現金	21,330,812	(買替え)	11,940,538	(土地の購入)	88,060,300
		838	(受取利息)	842	(利息繰出)	
1	不動産(土地)	14,436,074	(土地の購入)	11,940,538	(買替え)	14,436,074
	現金	11,940,538	(買替え)	14,436,074	(土地の購入)	85,564,830
		904	(受取利息)	838	(利息繰出)	
2	不動産(土地)	4,777,790	(土地の購入)	14,436,074	(買替え)	4,777,790
	現金	14,436,074	(買替え)	4,777,790	(土地の購入)	95,223,119
		909	(受取利息)	904	(利息繰出)	
3	不動産(土地)	8,013,080	(土地の購入)	4,777,790	(買替え)	8,013,080
	現金	4,777,790	(買替え)	8,013,080	(土地の購入)	91,988,687
		1,767	(受取利息)	909	(利息繰出)	
4	不動産(土地)	4,705,918	(土地の購入)	8,013,080	(買替え)	4,705,918
	現金	8,013,080	(買替え)	4,705,918	(土地の購入)	95,300,083
		6,001	(受取利息)	1,767	(利息繰出)	
5	不動産(土地)	1,714,977	(土地の購入)	4,705,918	(買替え)	1,714,977
	現金	4,705,918	(買替え)	1,714,977	(土地の購入)	98,326,592
		41,569	(受取利息)	6,001	(利息繰出)	

(2) 財政調整基金

鎌倉市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例において、その設置目的を「本市の健全な財政運営を図るため」としており、昭和 57 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

決算上剰余金を生じた場合においては地方財政法の規定に基づいて積立を行っており、一般会計の歳出に対して歳入が不足しないよう取崩しを行っている。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	299,290,000	1,254,952	0	—	1,288,533,000	3,418,589,020
25	861,518,000	1,460,426	0	—	1,211,234,000	3,070,333,446
26	706,540,000	2,224,036	0	—	368,679,000	3,410,418,482
27	1,313,902,000	2,576,864	0	—	2,168,000	4,724,729,346
28	1,421,397,000	341,338	0	—	792,213,000	5,354,254,684
29	966,190,000	930,771	0	—	484,338,000	5,837,037,455
30	1,179,424,000	704,862	0	—	1,321,634,000	5,695,532,317
1	770,725,000	601,496	0	—	2,104,916,000	4,361,942,813
2	831,327,000	275,287	0	—	378,887,000	4,814,658,100
3	1,303,797,000	94,906	0	—	69,365,000	6,049,185,006
4	2,107,097,000	224,970	0	—	0	8,156,506,976
5	2,280,451,000	2,906,417	0	—	1,613,643,000	8,826,221,393
6	0	5,907,000	0	—	4,826,705,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(3) 就学援助基金

鎌倉市就学援助基金条例において、その設置目的を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校への就学が経済的理由により困難な者に対する援助金の財源に充てるため」としており、昭和 39 年度に設置されている。

平成 21 年度までは、鎌倉市教育委員会奨学金規則に基づき、授業料相当額の奨学金を支給する事業に使用されていたが、平成 22 年度からは、鎌倉市就学援助金支給要綱に基づき、経済的な理由により高等学校等への就学が困難な生徒の保護者等に対し、学用品や教科書費等の就学に係る経費の援助金を支給する事業に使用している。さらに平成 31 年度からは、子どもたちの多様な進路選択への支援を広げていくことを目的とし、就学援助金の対象校種を追加している。

当該基金は、基金の運用益を積み立てず、事業の経費に充てる旨、規定されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

ふるさと寄附金の増加による基金残高の増加に伴い、令和 6 年度からは、取崩分の充当先である事業について、単価（1 人当たり）を 30,000 円から 45,000 円に見直した。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	(359)	0	—	0	1,300,461
25	0	(1,105)	0	—	0	1,300,461
26	0	(2,155)	230,000	—	0	1,530,461
27	0	(104)	1,800,000	1,800,000	0	3,330,461
28	0	(3,136)	2,538,000	2,538,000	0	5,868,461
29	0	(946)	3,045,000	3,045,000	0	8,913,461
30	0	(1,022)	8,188,000	8,188,000	2,030,000	15,071,461
1	0	(8,391)	17,768,000	17,768,000	2,538,000	30,301,461
2	0	(9,763)	18,940,000	18,940,000	3,045,000	46,196,461
3	0	(964)	17,858,000	17,858,000	8,188,000	55,866,461
4	0	(4,052)	32,204,000	32,204,000	13,500,000	74,570,461
5	(3,360,000)	(34,130)	23,257,000	23,257,000	9,780,000	91,407,461
6	0	(2,000)	10,860,000	10,860,000	18,000,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

※ 平成22年 9 月29日に奨学基金から名称変更

※ 利息（ ）内の数字は事業費に充当され、積立てはされていない。

※ 新規（ ）内の数字は前年度事業費に充当された金額の残額を積立てた金額

(4) こどもの夢応援基金

鎌倉市こどもの夢応援基金条例において、その設置目的を「遺児、ひとり親家庭の児童その他の支援が必要と認められる子育て家庭の児童の福祉の増進を図るための財源に充てる」ためとしており、昭和 51 年度に設置されている。

当初は、遺児の福祉の増進を図るための財源に充てるための「遺児福祉基金」としてスタートしたが、令和 3 年度に名称を変更し、ひとり親家庭等の児童が大学等に進学する際の支度金等の支給事業の財源として活用していた社会福祉基金を統合している。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

ふるさと寄附金の増加による基金残高の増加に伴い、令和 6 年度からは充当する事業の拡大を行い、遺児卒業祝金については祝金の額を 30,000 円から 100,000 円へ増額し、ひとり親家庭等児童の大学進学支度金については支度金の額を 60,000 円から 100,000 円へ増額した。また、新たにひとり親家庭のための案内冊子の作成及び、ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援事業を開始し、充当を行っている。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	(89,947)	82,787	—	880,053	73,316,997
25	0	(61,852)	60,308	—	1,072,148	72,305,157
26	0	(119,939)	100,000	—	1,002,061	71,403,096
27	0	(91,957)	2,930,000	2,880,000	858,043	73,475,053
28	0	(22,169)	5,205,000	5,195,000	703,831	77,976,222
29	0	(14,518)	6,710,179	6,680,000	559,482	84,126,919
30	0	(10,555)	6,557,260	6,549,500	605,445	90,078,734
1	0	(55,108)	9,890,605	9,872,000	1,123,892	98,845,447
2	0	(24,437)	11,771,000	11,771,000	1,151,563	109,464,884
3	0	2,367	33,665,051	29,847,000	975,000	142,157,302
4	0	10,398	49,401,000	49,401,000	3,933,000	187,635,700
5	0	86,191	44,585,000	44,585,000	10,380,900	221,925,991
6	0	20,000	22,020,000	22,020,000	24,246,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

※ 令和 3 年 6 月 1 日に遺児福祉基金から名称変更

※ 令和 3 年 7 月 1 日に社会福祉基金を統合

※ 利息（ ）内の数字は事業費に充当され、積立てはされていない

(5) 教育文化施設建設等基金

鎌倉市教育文化施設建設等基金条例において、その設置目的を「本市の教育文化施設の建設又は整備の財源に充てるため」としており、昭和 55 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

平成 25 年度に、鎌倉市の文化財保護及び世界遺産登録に向けた取組の用途に供することを目的として、土地、建物、助成金等を負担付き寄附として受け、助成金 15 億円については当該基金に積み立てた。また、このうちの一部を活用し、歴史文化交流館に係る事業へ充当した。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	1,713,510	0	—	483,295,000	918,836,341
25	0	2,025,786	1,500,000,000	—	0	2,420,862,127
26	0	1,718,766	0	—	25,434,000	2,397,146,893
27	0	5,699,448	630,000	630,000	44,196,216	2,359,280,125
28	0	1,864,155	598,000	598,000	359,241,480	2,002,500,800
29	0	376,815	868,000	868,000	14,472,000	1,989,273,615
30	0	249,270	598,000	598,000	19,909,760	1,970,211,125
1	0	497,809	1,226,000	1,146,000	99,855,689	1,872,079,245
2	0	1,345,231	1,499,989	1,499,989	95,695,588	1,779,228,877
3	0	37,738	2,203,000	2,203,000	0	1,781,469,615
4	0	37,705	3,007,000	3,007,000	0	1,784,514,320
5	0	1,852,275	11,745,000	11,745,000	14,820,850	1,783,290,745
6	0	1,084,656	1,000,000	900,000	112,107,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

※ 平成21年 3 月26日に教育文化基金と（仮称）郷土記念館・美術館建設基金とを統合一本化

(6) 公共公益施設整備基金

鎌倉市公共公益施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例において、その設置目的を「開発事業に伴う寄付金を積立て、教育施設、社会福祉施設その他の公共公益施設の整備の充実を図るため」としており、昭和 58 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

平成 22 年度に鎌倉消防署七里ガ浜出張所建設工事の財源として取崩しを行って以降取崩しはなかったが、令和 6 年度は大船駅東口公衆トイレ改修工事の財源として取崩しを行うこととしている。取崩しの判断は、補助金、起債等の活用を視野に入れ、基金が有効に活用できるかを考えて行っている。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	190,586	1,300,000	—	0	157,373,529
25	0	156,975	12,000,000	—	0	169,530,504
26	0	332,549	2,100,000	—	0	171,963,053
27	0	222,735	10,900,000	—	0	183,085,788
28	0	54,985	4,900,000	—	0	188,040,773
29	0	35,249	1,500,000	—	0	189,576,022
30	0	23,907	3,000,000	—	0	192,599,929
1	0	117,583	40,600,000	—	0	233,317,512
2	0	58,121	100,000	—	0	233,475,633
3	0	4,911	300,000	—	0	233,780,544
4	0	17,088	10,700,000	—	0	244,497,632
5	0	112,487	2,200,000	—	0	246,810,119
6	0	148,085	15,700,000	—	81,037,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(7) 風致保存基金

鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例において、その設置目的を「本市内の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的とする保存事業の推進を図るため」としており、昭和 58 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

取り崩した全額を風致保存会助成事業の風致保存会寄附金に充当している。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	0	100,000	—	100,000	0
25	0	0	100,000	—	100,000	0
26	0	0	220,000	—	220,000	0
27	0	0	763,000	763,000	763,000	0
28	0	0	856,000	856,000	856,000	0
29	0	0	1,548,000	1,548,000	1,548,000	0
30	0	0	2,086,000	2,086,000	2,086,000	0
1	0	0	5,892,000	5,892,000	5,892,000	0
2	0	0	5,220,000	5,220,000	5,220,000	0
3	0	0	5,823,000	5,623,000	5,823,000	0
4	0	0	6,320,196	6,305,000	6,320,196	0
5	0	0	4,055,000	4,055,000	4,055,000	0
6	0	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(8) 緑地保全基金

鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例において、その設置目的を「本市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため」としており、昭和 61 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

平成 15 年に鎌倉広町緑地を取得するために発行した鎌倉みどり債借換債償還のために、平成 20 年から令和 2 年度まで当該基金を取り崩していたため残高が大幅に減少している。今後も緑地取得事業、公園用地取得事業等に充当するため、イベントなど機会を捉えて募金を呼び掛け、残高の増額に努めている。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	1,969,396	5,574,208	—	265,420,916	1,349,303,959
25	0	997,114	2,068,933	—	199,359,140	1,153,010,866
26	0	1,977,301	6,571,560	—	203,097,023	958,462,704
27	0	1,264,117	2,816,371	1,400,000	206,566,166	755,977,026
28	0	139,766	4,015,167	3,024,000	178,129,583	582,002,376
29	0	77,104	3,835,253	3,129,100	131,053,884	454,860,849
30	0	39,768	6,539,084	5,752,000	127,064,939	334,374,762
1	0	2,526	11,227,037	10,115,000	130,032,640	215,571,685
2	0	309,183	7,024,697	5,953,000	130,739,343	92,166,222
3	0	2,044	23,229,730	9,361,000	1,182,720	114,215,276
4	0	3,419	13,055,236	12,724,000	2,125,450	125,148,481
5	0	86,266	41,617,682	9,314,000	7,530,400	159,322,029
6	0	71,206	6,800,000	4,800,000	10,546,400	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(9) 一般廃棄物処理施設建設基金

鎌倉市一般廃棄物処理施設建設基金の設置及び管理に関する条例において、その設置目的を「本市の一般廃棄物処理施設の建設の財源に充てるため」としており、平成 11 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

平成 27 年度から実施している家庭系ごみ指定収集袋による歳入の一部を当該基金に積み立てている。また、名越中継施設整備事業の財源として令和 7 年度から取崩しを行う予定である。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	189,300	0	—	0	154,327,364
25	0	153,943	0	—	0	154,481,307
26	0	303,102	500,000	—	0	155,284,409
27	214,111,181	13,510	1,581,000	1,581,000	0	370,990,100
28	197,073,548	367,777	374,000	374,000	0	568,805,425
29	235,143,690	106,322	708,000	708,000	0	804,763,437
30	188,439,192	102,102	899,025	858,000	0	994,203,756
1	203,659,506	4,001	1,412,000	1,412,000	0	1,199,279,263
2	177,703,000	1,991,386	2,006,000	2,006,000	0	1,380,979,649
3	126,925,000	29,449	1,576,000	1,576,000	0	1,509,510,098
4	100,000,000	4,330	1,852,000	1,852,000	0	1,611,366,428
5	40,000,000	1,925,720	2,331,000	2,331,000	0	1,655,623,148
6	40,000,000	954,000	1,370,000	1,370,000	0	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(10) 介護給付等準備基金

鎌倉市介護給付等準備基金条例において、その設置目的を「鎌倉市介護保険事業における保険給付等の費用に不足が生じたときの財源に充てるため」としており、平成 12 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

第 8 期高齢者保健福祉計画期間まで（～令和 5 年度）基金残高が増加し続けている状況にあったため、第 9 期期間（令和 6 年度～令和 8 年度）は高齢者の日常生活への影響を鑑みて介護保険料を基準額ベースで第 8 期期間中から据え置きとする方針としたことから、第 8 期期間中以上に基金を取り崩す計画とした。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	240,000,007	918,277	0	—	147,582,000	841,464,721
25	159,592,022	838,033	0	—	235,135,000	766,759,776
26	234,296,342	1,505,708	0	—	242,769,000	759,792,826
27	182,396,157	983,109	0	—	273,376,000	669,796,092
28	488,950,777	203,178	0	—	37,257,000	1,121,693,047
29	321,671,285	210,848	0	—	183,679,000	1,259,896,180
30	350,540,285	159,870	0	—	215,799,000	1,394,797,335
1	466,844,318	847,464	0	—	131,953,000	1,730,536,117
2	279,645,417	448,273	0	—	68,549,000	1,942,080,807
3	187,297,133	40,871	0	—	290,207,000	1,839,211,811
4	383,705,933	64,441	0	—	165,878,000	2,057,104,185
5	257,712,511	1,422,990	0	—	285,483,000	2,030,756,686
6	9,803,000	1,178,000	0	—	300,369,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(11) 国民健康保険運営基金

鎌倉市国民健康保険運営基金条例において、その設置目的を「鎌倉市国民健康保険事業における保険料収納金額の不足等財政状況の変動に備え、安定した国民健康保険事業の運営を図るため」としており、平成 13 年度に設置されている。

平成 30 年 4 月 1 日施行の国民健康保険制度の改正に伴い、設置の趣旨を医療費の支払いであるところの保険給付等の財源不足に充当するためとしていたものから、安定した国民健康保険事業の運営を図るためのものと改正し、保険料収納金額の不足等財政状況の変動に備え、基金を積み立てている。

平成 24 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	238	0	—	0	1, 196, 779
25	0	1, 016	0	—	0	1, 197, 795
26	0	1, 974	0	—	0	1, 199, 769
27	11, 000	71	0	—	0	1, 210, 840
28	1, 000	2, 142	0	—	0	1, 213, 982
29	0	189	0	—	0	1, 214, 171
30	342, 600, 000	126	0	—	0	343, 814, 297
1	0	3, 137	0	—	140, 000, 000	203, 817, 434
2	50, 000, 000	2, 162	0	—	0	253, 819, 596
3	471, 033, 000	5, 455	0	—	0	724, 858, 051
4	238, 556, 789	41, 211	0	—	163, 817, 000	799, 639, 051
5	130, 000, 000	163, 265	0	—	200, 000, 000	729, 802, 316
6	0	722, 000	0	—	240, 000, 000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(12) スポーツ施設建設基金

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例において、その設置目的を「本市のスポーツ施設の建設の財源に充てるため」としており、平成 20 年度に設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

基金の積立・取崩しについては、具体的な時期、金額は定めていないが、深沢地域のスポーツ施設整備に関する経費に充当をする予定であるため、既存施設の維持管理のためにも使用していない。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	148,361	4,312	—	0	122,135,240
25	0	121,839	5,033	—	0	122,262,112
26	0	202,768	30,326	—	0	122,495,206
27	0	6,069	269,236	0	0	122,770,511
28	0	238,303	2,856,690	2,854,000	0	125,865,504
29	0	23,344	2,010,035	1,955,000	0	127,898,883
30	0	16,149	4,225,868	4,164,000	0	132,140,900
1	0	541	3,698,000	3,694,000	0	135,839,441
2	0	258,426	4,154,100	4,153,000	0	140,251,967
3	0	3,007	6,637,500	6,631,000	0	146,892,474
4	0	429	10,594,700	10,593,000	0	157,487,603
5	0	136,645	9,955,050	9,951,000	0	167,579,298
6	0	98,466	5,465,000	5,460,000	0	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(13) 図書館振興基金

鎌倉市図書館振興基金条例において、その設置目的を「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実その他の図書館事業の振興を図るための財源に充てるため」としており、平成 23 年度に鎌倉市図書館が 100 周年を迎えたことを記念して設置されている。

平成 24 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	0	20	680,170	—	0	798,581
25	0	659	1,174,732	—	0	1,973,972
26	0	3,846	337,159	—	0	2,314,977
27	0	384	1,078,924	630,000	657,504	2,736,781
28	0	614	2,199,820	1,870,000	0	4,937,215
29	0	761	1,838,931	1,353,000	0	6,776,907
30	(12,528)	647	3,764,233	3,544,000	596,160	9,958,155
1	0	5,517	3,021,923	2,834,000	1,040,082	11,945,513
2	0	2,749	2,291,000	2,170,000	682,000	13,557,262
3	0	277	4,655,360	4,476,000	1,361,272	16,851,627
4	0	1,178	6,080,748	5,933,000	0	22,933,553
5	0	5,561	4,984,918	4,793,000	7,017,725	20,906,307
6	0	10,000	2,830,000	2,580,000	742,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

※ 新規（ ）内の数字は当該年度事業費に充当された金額の残額を積み立てた金額

(14) 景観重要建造物等保全基金

鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例において、その設置目的を「景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例（平成 18 年 9 月条例第 16 号）第 30 条第 1 項の景観重要建築物等その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしている」と認められる建造物を後世に伝えることを目的とする保全事業の推進を図るため」としており、平成 27 年度に設置されている。

基金の運用については、鎌倉市景観重要建造物等保全基金運用指針を定めている。

平成 27 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

ふるさと寄附金による寄附の促進に加え、旧華頂宮邸の庭園公開、建物一般公開時に独自のパンフレットを置くなどして広く寄附を募っている。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
27	0	0	3,690,000	3,690,000	0	3,690,000
28	0	32	23,580,577	11,900,000	0	27,270,609
29	0	241	15,348,379	14,712,000	0	42,619,229
30	0	408	14,994,175	14,148,000	0	57,613,812
1	1,740,000	568	18,461,539	17,660,000	0	77,815,919
2	1,914,000	10,355	15,634,427	15,279,001	4,415,466	90,959,235
3	1,914,000	1,685	13,865,127	13,564,140	6,969,606	99,770,441
4	1,914,000	3,049	16,790,360	16,290,000	11,840,000	106,637,850
5	1,914,000	67,875	29,009,933	18,262,000	1,826,000	135,803,658
6	1,914,000	66,000	7,800,000	7,800,000	2,571,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(15) 本庁舎整備基金

鎌倉市本庁舎整備基金条例において、その設置目的を「鎌倉市役所本庁舎の整備に要する財源に充てるため」としており、平成 29 年度に設置されている。

平成 29 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

基金の積立予定額は 35 億円で、本庁舎整備事業が建設工事の段階まで進み、予算を執行する年度に合わせて取崩しを行うことを想定している。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—
29	500,000,000	5,177	0	0	0	500,005,177
30	500,000,000	126,287	0	0	0	1,000,131,464
1	500,000,000	4,932	0	0	0	1,500,136,396
2	0	2,928,082	0	0	0	1,503,064,478
3	500,000,000	32,322	0	0	0	2,003,096,800
4	600,000,000	6,082	0	0	0	2,603,102,882
5	300,000,000	3,321,638	0	0	0	2,906,424,520
6	300,000,000	1,807,390	0	0	0	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(16) 森林環境譲与税基金

鎌倉市森林環境譲与税基金条例において、その設置目的を「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 27 条の規定により譲与を受ける森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため」としており、令和 2 年度に設置されている。

令和 2 年度以降の積立て、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

令和 2 年度に譲与された森林環境譲与税の一部を積み立て、民有緑地維持管理助成事業、市民の身近な森づくり事業などに活用している。

ふるさと寄附金による積立ての対象ではない。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—
2	13,778,000	0	0	—	0	13,778,000
3	0	277	0	—	5,097,080	8,681,197
4	0	594	0	—	3,222,050	5,459,741
5	0	2,310	0	—	2,344,140	3,117,911
6	0	3,275	0	—	127,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(17) 市民活動推進基金

鎌倉市市民活動推進基金条例において、その設置目的を「つながる鎌倉条例（平成 31 年 1 月条例第 26 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づく市民活動の推進に要する経費の財源に充てるため」としており、令和 3 年度に設置されている。

令和 3 年度以降の積立て（ふるさと寄附金を含む。）、取崩し、残高の金額の推移は下表のとおりである。

つながる鎌倉条例に基づき市民活動を活性化していくことを目標に掲げているため、基金の目標額は設定していない。令和 6 年度からは、基金を「つながる鎌倉エール事業」へ充当し、市民活動団体等と市が協働する事業の負担金、設立間もない市民活動団体等への補助金、地域の課題を解決する団体独自の取組に対する補助金に活用する予定である。

（単位：円）

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	0	0	2,588,000	2,588,000	0	2,588,000
4	0	22	2,854,000	2,854,000	0	5,442,022
5	0	2,308	10,906,000	5,906,000	0	16,350,330
6	0	1,000	2,940,000	2,940,000	500,000	—

※ 令和 6 年度は当初予算額

(18) 鎌倉スクールコラボファンド活用基金

鎌倉スクールコラボファンド活用基金条例において、その設置目的を「鎌倉市立の小学校及び中学校が市民活動団体、企業、大学等との連携により実現する魅力ある教育活動に要する経費の財源に充てるため」としており、令和6年度に設置されている。

基金の運用については、鎌倉スクールコラボファンドの活用に係るガイドラインを定めている。

「鎌倉スクールコラボファンド」は、令和2年度から、資金をガバメントクラウドファンディングにより集めているが、集めた資金の透明性を図り、適切に管理運営するため、基金を設置したものである。

令和6年度当初予算における積立て、取崩しの金額は下表のとおりである。

(単位：円)

年度	積立金				取崩し	残高
	新規	利息	寄附等	うち ふるさと寄附金		
24	—	—	—	—	—	—
25	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—
28	—	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—
6	15,000,000	9,000	3,500,000	3,500,000	6,750,000	—

資料

令和 6 年度行政監査【基金の管理及び運用について】 書面調査結果

1 基金の管理及び運用に係る方針について

(1) 条例・規則・要綱等（例規システムに掲載されている例規等）以外に、基金の管理運用に係る方針を定めていますか。

	定めている	定めていない	合計
回答数	2 ※	16	18
割合	11%	89%	100%

※ 景観重要建造物等保全基金及び鎌倉スクールコラボファンド活用基金

(2) 基金の積立・取崩について、具体的な時期や金額について計画等で定めていますか。（土地開発基金を除く。）

	定めている	定めていない	合計
回答数	2 ※	15	17
割合	12%	88%	100%

※ 一般廃棄物処理施設建設基金及び介護給付等準備基金

2 基金の積立及び取崩の状況について

(1) 平成24年度から令和5年度までの間において、一般会計等から基金への積立（ふるさと寄附金及び一般寄附金並びに預金利子の積立や、事業費に充当された金額の残額を新規積立金として積立てたものは除く。）を行っていますか。（土地開発基金を除く。）

	行っている	行っていない	合計
回答数	5	12	17
割合	29%	71%	100%

(1)－2 【(1)で「行っている」を選択した場合】年度毎の積立金額の算出方法を記入してください。

課名	基金名称	算出方法及び充当先の事業
財政課	財政調整基金	地方財政法第7条に基づき、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立てています。
環境政策課	一般廃棄物処理施設建設基金	指定収集袋の手数料収入額から、指定収集袋の作成委託料など有料化に係る経費と新たなごみ処理施策に寄与するごみの減量・資源化策の経費を差し引いた額を、一般廃棄物処理施設建設基金に積み立てることとしています。 ① 家庭系ごみ有料化に要する指定収集袋作成やその関連業務に要する経費への充当、 ② 将来の新たなごみ処理施策に寄与する事業に要する経費への充当、 ③ 収入額から前段（①・②）の事業に充当した額を差し引いた額を、ごみ処理施設の整備に充てる手段として一般廃棄物処理施設建設基金へ積立を行っています。
介護保険課	介護給付等準備基金	剰余金のうちの一部、第1号被保険者介護保険料の剰余分を積み立てている
保険年金課	国民健康保険運営基金	昨年度の剰余金を積み立てている。
みどり公園課	森林環境譲与税基金	令和2年度に県を通じて国から譲与された森林環境譲与税の一部を積み立てた。

(2) 平成24年度から令和5年度までの間において、基金から一般会計等へ取崩を行っていますか。（土地開発基金を除く。）

	行っている	行っていない	合計
回答数	11	6	17
割合	65%	35%	100%

(2)－2 【(2)で「行っている」を選択した場合】年度毎の取崩金額の算出方法及び充当先の事業を記入してください。

課名	基金名称	算出方法及び充当先の事業
財政課	財政調整基金	年度末の歳入歳出予算執行見込みに基づき、補正予算を要求しており、一般会計の歳出に対して歳入が不足しないよう一般財源として財政調整基金の取り崩しを行っている。なお、令和4年度については、歳出に対して歳入が不足しない見込みだったため、取り崩しを行わなかった。
学務課	就学援助基金	対象事業の就学援助金に充てている。
こども家庭相談課	こどもの夢応援基金	令和5年度まで 1) 遺児卒業祝金について対象者1人当たり30,000円を交付するため、毎年交付金額を算出して取り崩し、充当している。 2) ひとり親家庭等児童の大学進学支度金について、対象者1人当たり60,000円を交付するため、毎年交付金額を算出して取り崩し、充当している。 3) ひとり親家庭貸助成事業について、全体の支給額から社会資本整備総合交付金分を除く、55%の金額を算出して取り崩し、充当している。 令和6年度より 1) 遺児卒業祝金について対象者1人当たり100,000円を交付するため、交付金額を算出して取り崩し、充当する予定。 2) ひとり親家庭等児童の大学進学支度金について、対象者1人当たり100,000円を交付するため、交付金額を算出して取り崩し、充当する予定。 3) ひとり親家庭貸助成事業について、全体の支給額から社会資本整備総合交付金分を除く、55%の金額を算出して取り崩し、充当する予定。 4) ひとり親家庭案内冊子印刷製本費への充当を行う予定。 5) ひとり親家庭への食事支給委託料への充当を行う予定。
教育総務課	教育文化施設建設等基金	平成24年 世界遺産ガイダンス施設（土地・建物）（扇谷一丁目用地・建物購入費）取得費用に充当 平成26年 （仮称）歴史文化交流センター設置事業へ充当 平成27年 鎌倉歴史文化交流センター設置事業へ充当 平成28年 鎌倉歴史文化交流センター設置事業へ充当 平成29年 鎌倉歴史文化交流館管理運営事業へ充当 平成30年 生涯学習センター管理運営事業の鎌倉学習センター耐震工事設計、小学校施設整備事業の学校施設老朽化状況調査、トイレ改修業務、中学校施設整備事業の学校施設老朽化状況調査、トイレ改修業務へ充当 令和元年 生涯学習センター管理運営事業の鎌倉生涯学習センター耐震改修工事管理委託、鎌倉生涯学習センター耐震改修工事、小学校施設管理運営事業の西鎌倉小学校外壁改修工事、小学校施設整備事業のトイレ改修業務、中学校施設整備事業の手広中学校トイレ賃貸借料へ充当 令和5年 鎌倉国宝館管理運営事業の本館展示場他照明器具更新、本館天窓遮光修繕、看板掲示台（案内板）修繕、鎌倉歴史文化交流館管理運営事業の本館、別館外壁目地コーティング修繕へ充当
みどり公園課	風致保存基金	風致保存会助成事業の風致保存会寄附金に充てている。

みどり公園課	緑地保全基金	公園用地取得事業の用地取得費の一部について、社会資本整備総合交付金や市債で不足する額の財源に充てている。 緑政運営事業の委託料に充てている。
介護保険課	介護給付等準備基金	介護保険事業特別会計の保険給付費等について、その事業費の23%分を負担しなければならない第1号被保険者からの保険料の不足分に充当するため、取り崩している。
保険年金課	国民健康保険運営基金	保険料や交付金等でも賄うことができない国民健康保険事業納付金を支出するために必要となる額に充てている。
中央図書館	図書館振興基金	鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準に基づき、次年度の基金の活用内容について、鎌倉市図書館振興基金条例の趣旨に適合するものか鎌倉市図書館協議会の審議の結果を尊重し、了承いただいた事業費全額について予算化、次年度で取り崩し図書館管理運営事業の図書館振興基金活用事業として執行している。
都市景観課	景観重要建造物等保全基金	景観重要建築物等の修繕費用等に充てている。
みどり公園課	森林環境譲与税基金	緑地保全事業の民有緑地維持管理助成事業、緑政業務支援GIS保守業務委託、身近な森づくり事業に充てている。

(2)－3 【(2)で「行っていない」を選択した場合】取崩を行っていない理由を記入してください。

課名	基金名称	理由
公的不動産活用課	公共公益施設整備基金	該当する施設が無かったため。
環境政策課	一般廃棄物処理施設建設基金	名越中継施設整備事業の財源として令和7年度から取崩を行う予定のため。
スポーツ課	スポーツ施設建設基金	本市のスポーツ施設建設の財源に充てることとしており、建設予定時期が到来していないため。
市街地整備課	本庁舎整備基金	本基金は、本庁舎の整備に要する費用のうち、建設工事費などの起債の対象となる費用を約150億円と想定し、従来の起債による充当率75%とした場合の残りの25%にあたる37.5億円について、基金と当該年度の一般歳出予算で支出する想定で積み立てているもので、基金の積立予定額は35億円である。よって、本庁舎整備事業が、建設工事の段階まで進み、予算を執行する当該年度に合わせて取り崩しを行う想定である。
地域のつながり課	市民活動推進基金	令和3年度に基金の運用を開始し、令和5年度には一定金額の積み立てがなされ、かつ事業への取り崩しの目的がたったことから、令和6年度のつながる鎌倉エール事業において基金を取り崩しを行います。
教育総務課	鎌倉スクールコラボファンド活用基金	令和6年4月より運用開始のため

3 ふるさと寄附金による積立の状況について

(1) ふるさと寄附金から、基金への積立を行っていますか。（土地開発基金を除く。）

	行っている	行っていない	合計
回答数	10	7	17
割合	59%	41%	100%

(1)－2 【(1)で「行っている」を選択した場合】ふるさと寄附金による基金残高の増加に伴い、基金の処分（取崩）に関して取扱を変更しましたか。

	変更した	変更を検討している	変更していない	合計
回答数	2	0	8	10
割合	20%	0%	80%	100%

(1)－3 【(1)－2で「変更した」「変更を検討している」を選択した場合】具体的な内容を記入してください。

課名	基金名称	内容
学務課	就学援助基金	・令和6年度から取崩分の充当先である事業について、単価（1人あたり）を30,000円から45,000円に見直した。 ・令和3年度までは、取崩分の充当先の単年度あたりの事業費の方が寄附額よりも多かったため、複数年分の積立額分を取崩し事業費に充てていた。その後、寄附金の増加に伴い、事業費の総額よりも1か年あたりの寄附額の方が多くなったため、令和4年度から事業費の全額分を取崩すことに変更した。
こども家庭相談課	こどもの夢応援基金	令和6年度から、充当する事業の拡大を行った。 遺児卒業祝金については、祝金の額を30,000円から100,000円へ増額、ひとり親家庭等児童の大学進学支度金については、支度金の額を60,000円から100,000円へ増額した。また、新たにひとり親家庭案内冊子の作成及び、ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援事業を開始し、充当を行う。

4 その他

(1) 基金の管理及び運用に関して、課題や検討を行っている事項がありましたら記入してください。

課名	基金名称	内容
介護保険課	介護給付等準備基金	国や県からは確保しておく基金の基準額等は示されていないが、第8期計画期間中まで（～令和5年度）基金残高が増額し続けている状況にあり、課題として捉えていた。そのため、また、第9期期間中（令和6年度～令和8年度）は高齢者の日常生活への影響を鑑みて介護保険料を基準額ベースで第8期期間中から据え置きとする方針としたことから、第8期の時以上に基金を取り崩す計画とし（約13億円）、介護保険料を同額とした。
市街地整備課	本庁舎整備基金	本庁舎整備基金も施設の更新にかかる費用を計画的に準備するものだが、他の公共施設も一斉に老朽化の課題を抱えていることから、所管部署ごとではなく、公共施設全般にかかる費用を計画的に準備し、効率的かつ公共施設更新問題に柔軟に工面できる包括的な基金を本市として設置する必要性。
地域のつながり課	市民活動推進基金	地域のつながり課では、令和7年度からの次期指定管理者制度（5年間）において、重点事業の内示予算額から超過してしまう施策（市民活動コーディネーター）を基金を活用して展開したいと検討していましたが、令和7年度においては財政課との協議により基金からの支出が制限され、一般財源からの支出を求められています。（法務専門監には基金の支出が適切である旨は確認済） 一方で、基金はため込まずに活用を検討してほしい旨の依頼も財政課から受けており、市として基金の運用に課題がある現状と感じています。